

熊本県公報

第 1 2 4 1 7 号
平成 27 年 5 月 12 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
 - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
 - 鳥獣保護区特別保護地区内における鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の一部改正…………… (自然保護課) 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 公 告**
- 道路の位置指定…………… (建築課) 2
 - 道路の位置指定…………… (") 2
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 2
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 3
 - 平成 2 7 年度熊本県毒物劇物取扱者試験の実施…………… (薬務衛生課) 3
- 登 載 依 頼**
- 文化財の指定…………… (文化課) 5

告 示

熊本県告示第 4 7 2 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 5 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社MSフューチャー	いつもリハ	合志市須屋715-76	平成27年5月1日	通所介護

熊本県告示第 4 7 3 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 7 年 5 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社MSフューチャー	いつもリハ	合志市須屋715-76	平成27年5月1日	介護予防通所介護

熊本県告示第 4 7 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日熊本県告示第 1 1 1 2 号 (鳥獣保護区特別保護地区内における鳥獣の保護に支障がないと認められる行為) の一部を次のように改正し、平成 2 7 年 5 月 2 9 日から適用する。
平成 2 7 年 5 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改める。

熊本県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年5月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障がい者支援施設けやき医療型短期入所	社会福祉法人志友会	短期入所	平成27年5月1日
人吉市合ノ原町字莖の角461番地2	葦北郡芦北町大字芦北2813 篠原 誠		

公 告

熊本県公告第313号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年5月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市百間町二丁目3番22号
- 2 築造者の氏名 有限会社日の出建材
- 3 道路の位置 水俣市古城二丁目207番1
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 104.00メートル
- 6 指定年月日 平成27年4月22日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第3号

熊本県公告第314号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年5月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市三捨町201番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字中原740番3
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 28.41メートル
- 6 指定年月日 平成27年4月30日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第6号

熊本県公告第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町杉並台一丁目3190番1267、同3190番1273、同3190番1274、同3190番1275、同3190番1276、同3190番1278及び同3190番1279
 2,092.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡菊陽町沖野二丁目13番21号
 梅田 敦

熊本県公告第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市一の宮町宮地字白土1050番2、同1051番、同1052番、同1053番、同1054番1、同1054番2、同1055番、同1056番1、同1056番2、同1057番1、同1057番2、同1057番3、同1057番4、同1058番、同1059番、同1060番1、同1060番2、同1060番3、同1061番1、同1061番2、同1062番1の一部、同1062番3、同1062番4及び同1063番1
40, 473.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇市

熊本県公告第317号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。
平成27年5月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時
平成27年8月4日（火） 午前10時から正午まで
なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成27年8月18日（火）に延期する。
 - (2) 場所
東海大学附属熊本星翔高等学校（熊本市東区渡鹿九丁目1番1号）
- 2 試験の種類
試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）
- 3 受験資格
特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。
 - (1) 18歳未満の者
 - (2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 試験の方法及び範囲
 - (1) 試験の方法
試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。
 - (2) 試験の範囲
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他 取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	

省令別表第2に掲げる劇物の性質及び 貯蔵その他取扱方法

- 5 受験手続等
 - (1) 受験願書の請求等
 受験願書は、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。
 なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課又は熊本県保健所に請求すること。
 - (2) 受験願書受付期間
 平成27年6月8日（月）から同月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成27年6月8日（月）から同月19日（金）までの間の消印があるものを有効とする。
 - (3) 受験願書提出先
 熊本県健康福祉部健康局業務衛生課又は熊本県保健所とする。
 - (4) 受験手数料
 10,700円
 - (5) 受験願書を郵送で提出する場合
 郵送で提出する場合は必ず書留とし、封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書すること。
- 6 受験票
 受験票は、受験願書受付後、平成27年7月下旬に受験者宛てに送付する。
- 7 解答及び合格基準の公表
 平成27年8月11日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に解答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。
- 8 合格発表等
 - (1) 合格発表
 平成27年9月4日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。
 - (2) 合格証の交付
 平成27年9月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、受験願書を提出した機関において交付する。
 - (3) 得点に関する開示
 熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成27年9月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 9 問合せ先（受験願書請求及び提出先）
 - (1) 熊本県健康福祉部健康局業務衛生課
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2242
 - (2) 熊本県有明保健所衛生環境課
 郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004番地1
 電話 0968-72-2184
 - (3) 熊本県山鹿保健所衛生環境課
 郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465番地2
 電話 0968-44-4121
 - (4) 熊本県菊池保健所衛生環境課
 郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272番地10
 電話 0968-25-4135
 - (5) 熊本県阿蘇保健所衛生環境課
 郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204番地
 電話 0967-32-0535
 - (6) 熊本県御船保健所衛生環境課
 郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400番地
 電話 096-282-0016
 - (7) 熊本県宇城保健所衛生環境課
 郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400番地1
 電話 0964-32-1148
 - (8) 熊本県八代保健所衛生環境課
 郵便番号 866-8555 八代市西片町1660番地
 電話 0965-33-3198
 - (9) 熊本県水俣保健所衛生環境課
 郵便番号 867-0061 水俣市八幡町二丁目2番13号
 電話 0966-63-4104
 - (10) 熊本県人吉保健所衛生環境課

郵便番号 868-0056 人吉市寺町12番地1
 電話 0966-22-3107
 (11) 熊本県天草保健所衛生環境課
 郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530
 電話 0969-23-0172

登載依頼

熊本県教育委員会告示9号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第1項の規定により、次の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

平成27年5月12日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (建造物)	門前川目鑑橋	1基	熊本県上益城郡御船町大字 木倉字山王原	御船町